

滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する
条例案要綱

1 改正の理由

基金事業の終了に伴う精算に必要な期間について基金の設置期限を延長するため、滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例（平成 21 年滋賀県条例第 67 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成 27 年 6 月 30 日まで延長することとします。(付則関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例 新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 省略</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年6月30日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 省略</p>